

## 「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」委託業務審査基準

### 1 採択案件の決定方法

提案された企画について、本事業の趣旨に照らし、企画内容が優れているかどうか評価項目ごとに評価を行い、その結果を踏まえ総合的に審査し、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均した得点が、最も高い者を採択案件に決定する。

### 2 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書（様式第4号）等の関係書類に基づき、徳島県教育委員会いじめ・不登校対策課内に設置された選定委員会において、書面審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

### 3 評価方法

評価は次の各項目について、評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。ただし、上記平均点が3点に満たない場合は、採択案件としての決定を留保する。

|              |            |         |
|--------------|------------|---------|
| 大変優れている = 5点 | 優れている = 4点 | 普通 = 3点 |
| やや劣っている = 2点 | 劣っている = 1点 |         |

### 4 評価基準

- (1) 事業目的、事業内容を十分理解した実施計画となっていること。
- (2) 事業推進の方法、内容等が具体性、専門性、実現性に優れていること。
- (3) 事業を適切に遂行できる実施体制となっていること。
- (4) 事業を遂行するための知識及び経験を有していること。
- (5) 提案内容に対して、妥当な経費が示されていること。